



Title	人保険の被保険者の自殺に関する比較法的研究：保険者免責と有責が如何に決められるかを中心に日独保険法から中国の得られる示唆について [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	任, 成禧
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15702号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91986
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Ren_Chengyi_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：任 成禱

審査担当者	主査 教授	山本 哲生
	副査 教授	野田 耕志
	副査 教授	三宅 新

学位論文題名

人保険の被保険者の自殺に関する比較法的研究——保険者免責と有責が如何に
決められるかを中心に日独保険法から中国の得られる示唆について

中国では物保険と人保険のすべてを対象とする保険法が制定されたのは1995年であり、2009年に全面的な改正が行われている。2009年法では、自殺時に行為無能力者であれば保険者有責とされ、また、免責になるのは、契約成立日または復活日から2年以内であることが示されているが、様々な点で具体的な解釈論につき、議論がなされている。本論文は主に中国、日本の学説、裁判例を検討し、ドイツ法については主に日本の文献を参照した上で、下記の精神病による自殺等を中心として被保険者自殺の場合の解釈論、立法論を提示するものである。

本論文は主に故意概念という視角から検討する。たとえば、未必の故意については自殺免責における故意として、死亡の結果を意欲する、それに向けて意思決定することが必要なのか、死亡の結果を認識し、認容していればよいのか。日本では、死を覚悟した人命救助の事例につき死亡を意図しているわけではないから、免責にはならないなどといわれるが、なぜ意図することが必要かを故意の内容から分析することがなされているわけではない。故意の内容として、死亡の結果を認容しているのであれば、信義則違反等の自殺免責の趣旨からして免責の対象外とすることは説明が困難である。救助の例を免責とすることは妥当ではないが、それは例外的に人命救助では信義則違反を問わないなどの扱いが正当化されるだけであり、自殺免責における未必の故意という一般論において未必の故意を排除すべきではない。

精神病による自殺は免責にはならないと解されているところ、その理由としては、自由な意思決定によるものではないことがあげられる。ただ、具体的な判断のあり方としては、中国では行為能力が基準とされ、代わりにの基準として意思能力が提唱されているが、行為能力や意思能力は法律行為の効力についての基準である。また、日本では、結果発生を認識する事理弁識能力を問題とすることが多く、典型的には、死亡という結果を生じさせることを認識していない場合に保険者有責になるといわれる。しかし、自由な意思決定という観点からすれば、行為制御能力も問題になるはずである。つまり、死亡という結果は認識しているが、それを回避するよう制御できない場合も免責とすべきである。

日本の裁判例では、精神病による自殺につき保険者有責になるかどうかの具体的な判断において、①行為者の本来の性格・人格、②自殺企図行為に至るまでの行為者の言動及び精神状態、③自殺企図行為の態様、④他の動機の可能性等の事情という4つの要素を考慮するという方式が有力となっている。しかし、これも死亡という結果を認識しているかという点の判断に適したものであ

り、必ずしも行為制御能力の判断に適したものではない。

故意による自殺が自由な意思決定による自殺であるとする、保険者は自由な意思決定であることについて立証責任を負うはずであり、精神障害ではないことも自殺の立証に含まれるとの見解がある。しかし、故意の自殺が免責事由としての自殺であり、自由な意思決定によらないことは被保険者側の責任を阻却する（保険者が有責となる）事由であると位置づければ、保険者は自殺について証明責任を負い、保険金請求権者は自由な意思決定によらないことについて証明責任を負うものといえる。

以上のような本論文につき、次のように評価できる。日本では、自殺免責の趣旨をめぐって多くの議論がなされているが、自殺における故意概念の分析は十分にはなされていない。この点、本論文は認識、意欲、自由意思等の故意概念についての分析を踏まえて、自殺免責の趣旨をめぐる議論と結びつける形で議論を展開しようとするものであり、この点は高く評価される。また、精神病による自殺の問題につき、従来から希死念慮の問題は指摘されているが、故意の内容としての事理弁識能力、行為制御能力と必ずしも結びついていない。本論文は正面から行為制御能力から考えるべきことを提唱するものであり、この点も評価される。

他方、認識、意欲、自由意思を踏まえた故意概念の分析において、それぞれの概念が必ずしも明確に整理されていないきらいもあり、そのために議論の展開が不明瞭なところもある。また、学説の背景を踏まえた理解が不十分なところも見られる。注釈のつけ方、章の整理の仕方、学説の紹介の仕方、精神病の自殺等が中心であることをタイトルで示すべきであることなど形式面で不適切なところも多々見受けられるとの指摘もなされた。ただし、日本語を母語としない者が時間的制約の中で書き上げたことによるところも大きく、最低限の水準には達しているものといえることができる。

これらの問題点は今後改善されることが十分に期待できるものであり、審査員全員一致で博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと判断した。